

第4章 時効

1 節 取得時効 基本事項

問1. 取得時効が成立するための条件と期間。空欄を埋めよ

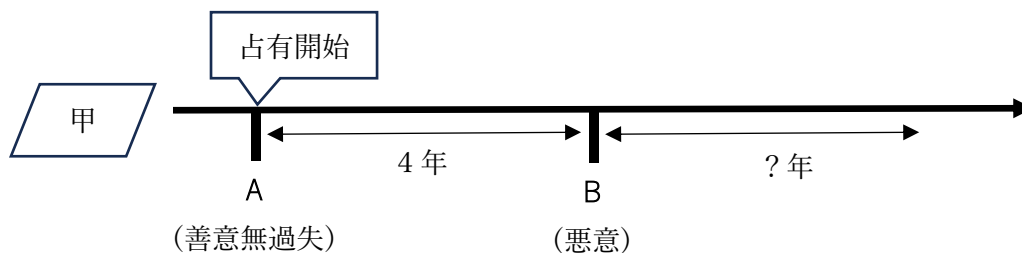
- ・占有開始時、(ア)のとき 10 年間占有を継続すること
- ・占有開始時、(イ)のとき 20 年間占有を継続すること

問2. 次の記述の正誤判断をせよ。

- (1) 取得時効を主張すると、その時から将来に向かって所有権を取得する。
- (2) 賃借権・地上権・地役権などの権利は時効取得できない。
- (3) 自分の所有物も時効取得できる。
- (4) 取得時効の起算点は、その援用権者が自由に選択することができる。
- (5) 所有物を賃貸したときに、所有者の占有は終了する。
- (6) 占有開始時に善意無過失だった者が途中で悪意になった場合、取得時効に要する期間は 20 年になる。

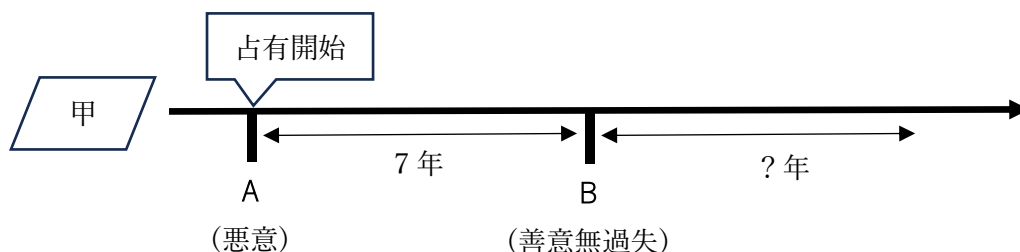
1 節 取得時効 占有の承継

問1. 善意無過失の A が C 所有の甲土地の占有を開始し、4 年後、悪意の B に承継した。



- (1) B が A の占有を承継する場合、B の取得時効の完成まで甲土地を何年占有すればよい。
- (2) B が A の占有を承継しない場合、B の取得時効の完成まで甲土地を何年占有すればよい。

問2. 悪意の A が、C 所有の甲土地の占有を開始し、7 年後、善意無過失の B に承継した。



- (1) B が A の占有を承継する場合、B の取得時効の完成まで甲土地を何年占有すればよい。
- (2) B が A の占有を承継しない場合、B の取得時効の完成まで甲土地を何年占有すればよい。

問3. 善意無過失の A が、C 所有の甲土地の占有を開始し、5 年後、悪意の B に賃貸した。

- (1) B は甲土地を借りてから 5 年経過した後に、甲土地に関して時効取得を援用できるか。

【答え】1節 取得時効 基本事項

1. ア 善意かつ無過失
イ 悪意または有過失
2.
 - (1) 誤 占有開始の時点にさかのぼって所有権を取得する。
 - (2) 誤 賃借権・地上権・地役権は時効取得できる。
 - (3) 正 その通り。
 - (4) 誤 取得時効の起算点は選択できない。占有開始時が起算点である。
 - (5) 誤 終了しない。借主を通して、所有者は間接的に占有していることになる。
 - (6) 誤 善意・悪意・過失の判断は占有開始時で決める。占有の途中で悪意に変化しても無関係。
占有時に善意無過失なので10年占有で時効取得できる。

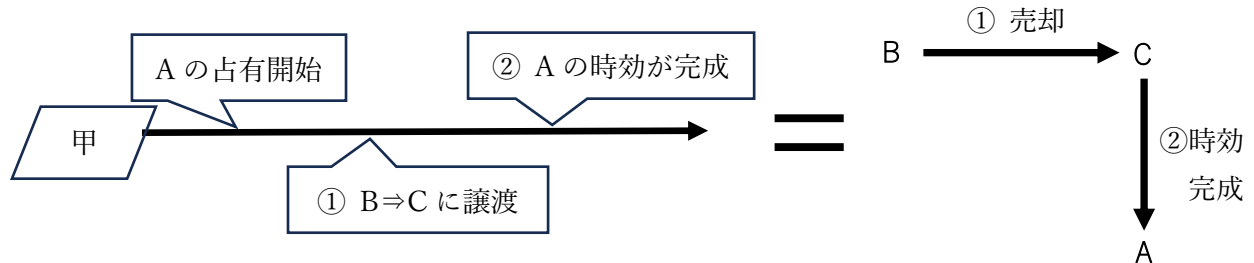
【答え】1節 取得時効 占有の承継

1.
 - (1) 6年
Bは「占有開始時に善意無過失という立場」と「4年間の占有」を引き継ぐ。
Aの占有から10年占有すれば時効取得できるので、Bは残り6年占有すればよい。
 - (2) 20年
Bは占有開始時に悪意であるから、原則通り20年間占有すれば時効取得できる。
2.
 - (1) 13年
Bは「占有開始時に悪意という立場」と「7年間の占有」を引き継ぐ。
Aの占有から20年占有すれば時効取得できるので、Bは残り13年占有すればよい。
 - (2) 10年
Bは占有開始時に善意無過失であるから、短期取得時効の10年間占有すればよい。
3.
 - (1) できない
Bは賃借人であり「所有の意思」がないので、永久に時効取得できない。
一方、AはBを通して間接的に甲土地を占有したことになるので時効取得を援用できる。

1節 取得時効 時効と物権変動

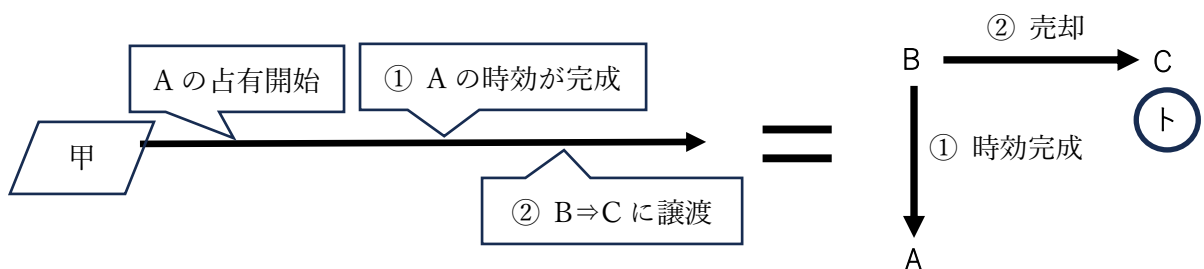
問1. 以下の問いに答えよ。また、答えを導き出した過程を説明せよ。

Aは、B所有の甲土地を、占有開始の時に善意無過失で10年間占有した。
 しかし、Bは、Aの時効が完成する前に、甲土地をCに譲渡しその旨の登記をした。
 登記をもつCはAに甲土地の所有権を対抗できるか。



問2. 以下の問いに答えよ。また、答えを導き出した過程を説明せよ。

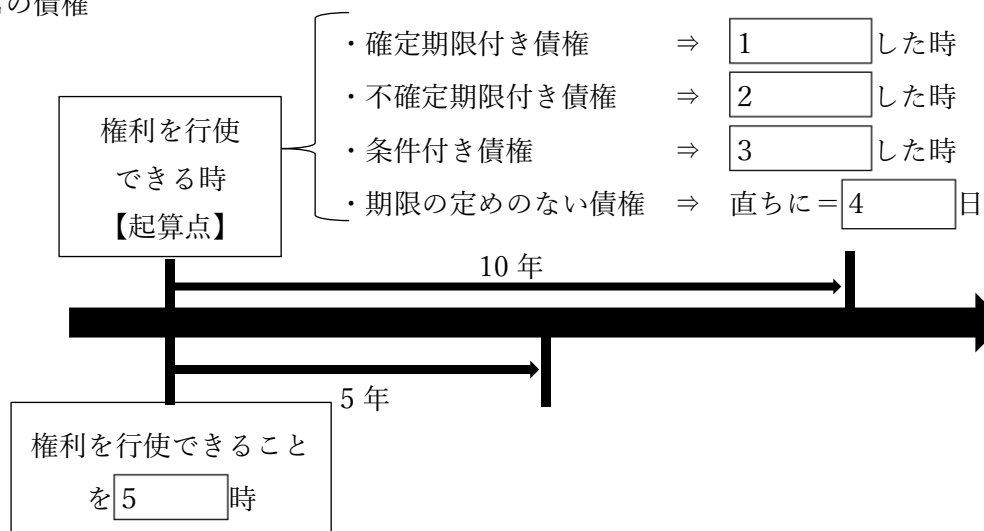
Aは、B所有の甲土地を、占有開始の時に善意無過失で10年間占有した。
 しかし、Bは、Aの時効が完成した後に、甲土地をCに譲渡しその旨の登記をした。
 CはAに甲土地の所有権を対抗できるか。



2節 消滅時効 基本事項

問1. 消滅時効が完成するまでに必要な時間について、以下の空欄を埋めよ。

○通常の債権



○債権以外の財産権(地上権、抵当権など)は権利を行使できる時から6年

○所有権は消滅時効に7。

【答え】1節 取得時効 時効と物権変動

1. 「Cは甲土地の所有権をAに対抗できない」

【理由】

B⇒C⇒Aと所有権が移っているだけなので、B、C、Aは当事者の関係に立つ。
 対抗関係にはなっていないので、Aは登記がなくともCに所有権を対抗できる。
 よって、Cは登記を備えていてもAに所有権を対抗できない。

2. 「Cは甲土地の所有権をAに対抗できる」

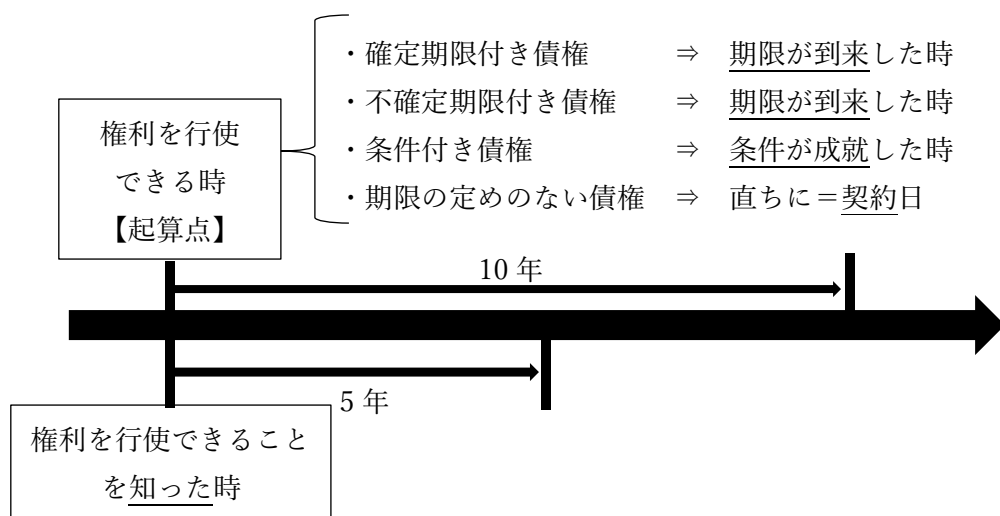
【理由】

AとCは対抗関係にたつので、先に登記をした方が勝ち。
 Aは時効完成后、とっとと登記すればよかったのにそれを放置したのがいけない。
 問題ではCが先に登記をしているので、CはAに対して所有権を対抗できる。

【答え】2節 消滅時効 基本事項

1. 消滅時効が完成するまでに必要な時間

○通常の債権

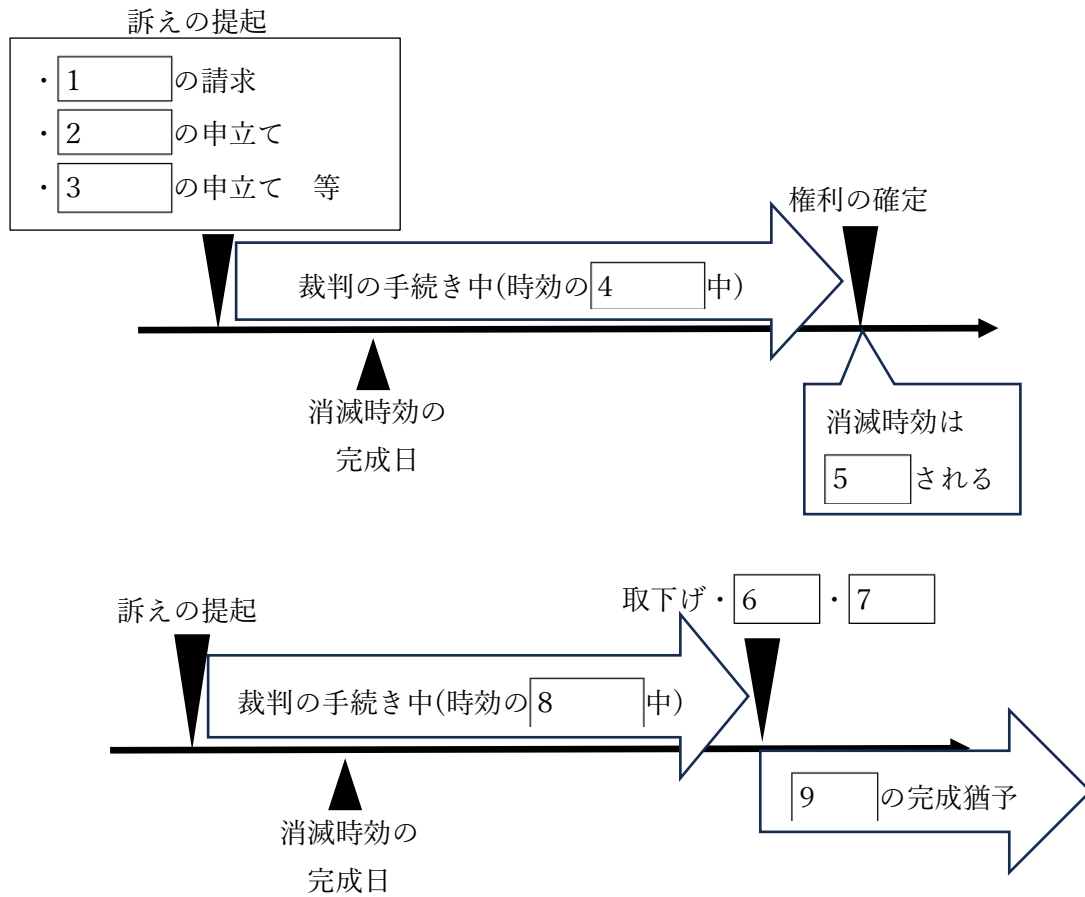


○債権以外の財産権(地上権、抵当権など)は権利を行使できる時から 20年。

○所有権は消滅時効に かからない。

3節 時効の完成猶予と更新

問1. 以下の空欄を埋めよ。



問2. 以下の正誤を判別せよ。

- (1) 債務者が元金の一部を債権者に返済した場合でも、残金全額の時効が更新する
- (2) 消滅時効の完成後に債務者が債務の承認をした場合、たとえ、債務者が時効が完成した事実を知らなかったとしても、時効の援用はできない。
- (3) 債権者が自身の債権につき債務者に催告をした場合、催告の時から 6 か月は時効の完成を猶予でき、この期間内に再度催告をすれば時効完成の猶予期間は延長される。

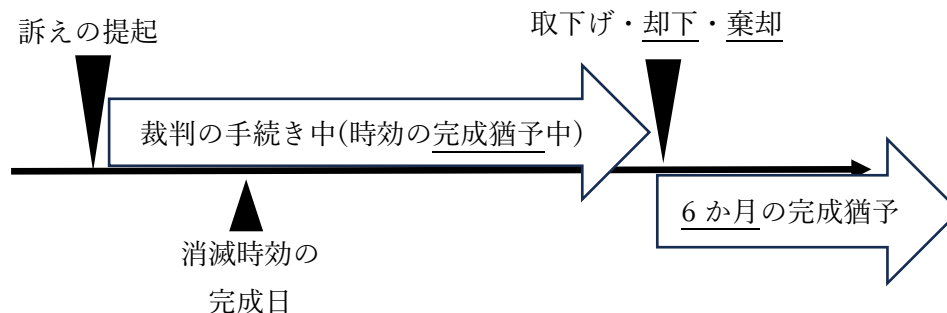
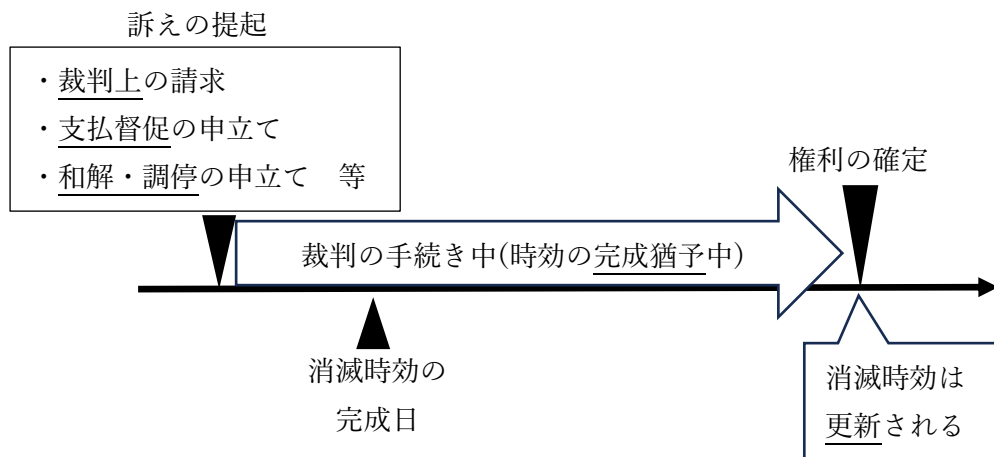
4節 時効の完成猶予と更新

問1. 以下の空欄を埋めよ。

- ・ 時効を援用すると、その効力は 1 。
- ・ 時効の利益は、あらかじめ放棄することが 2 。
- ・ 時効の利益を援用できるのは、時効によって 3 を受ける者なので、債務者に限られず、債務者の保証人、 4 、 5 、 抵当不動産の 6 などの利害関係者も時効の援用権者になる。

【答え】3節 時効の完成猶予と更新

問1. 以下の空欄を埋めよ。



2.

- (1) 正 その通り。
- (2) 正 その通り。知らなかったとはいえ、一度承認したものを覆すことは許されない。
- (3) 誤 催告で時効の完成を猶予できるのは1度キリ。

【答え】4節 時効の完成猶予と更新

問1. 以下の空欄を埋めよ。

- ・時効を援用すると、その効力は起算日までさかのぼる。
- ・時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。
- ・時効の利益を援用できるのは、時効によって直接利益を受ける者なので、債務者に限られず、債務者の保証人、連帯保証人、物上保証人、抵当不動産の第三取得者などの利害関係者も時効の援用権者になる。